

○横浜市立大学学術情報センター図書等利用規程

制 定 平成 11 年 3 月 17 日横浜市立大学規程第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、横浜市立大学学術情報センターの図書、雑誌、逐次刊行物、視聴覚資料その他学術情報(以下「図書等」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる図書等)

第 2 条 この規程により利用できる図書等は、本館及び医学情報センターで所蔵するものとする。

2 本館及び医学情報センター以外で所蔵する図書等の利用については、学術情報センター長が、別に定める。

(図書等を利用できる時間)

第 3 条 図書等を利用できる時間は、次のとおりとする。

本館 午前 9 時 15 分から午後 8 時まで ただし、土曜日については、午前 9 時 15 分から午後 4 時 45 分まで

医学情報センター 午前 9 時から午後 8 時まで ただし、土曜日については、午前 9 時から午後 5 時まで

2 学術情報センター長(以下「センター長」という。)は、必要があると認めたときは、前項の時間を延長し、又は短縮することができる。

(図書等を利用できない日)

第 4 条 本館及び医学情報センターの図書等を利用できない日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び年末年始(1 月 2 日及び 1 月 3 日並びに 12 月 29 日から 31 日まで)とする。

2 センター長は、ばく書、蔵書の点検その他必要があると認めたときは、あらかじめ掲示して臨時休館することができる。

(利用者の範囲)

第 5 条 図書等を利用できる者は、本学の教員及び学生並びに所定の手続きを経た市民その他の者とする。

(利用の方法)

第 6 条 図書等の利用は、次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧
- (2) 館外貸出
 - ア 個人貸出
 - イ 研究図書室への貸出
- (3) 入庫
- (4) 参考業務
- (5) 撮影及び複写

(6) 相互貸借

(7) その他館内施設及び機器等の利用

2 センター長は、必要があると認める時は、前項の利用を制限し、又は禁止することができる。

(点検)

第7条 センター長は、毎年1回以上貸出図書等について点検を行うものとする。

(寄贈)

第8条 学術情報センターは、図書等の寄贈を受けることができる。

(寄託)

第9条 学術情報センターは、図書等の寄託を受けることができる。

2 寄託図書等が、火災、盗難その他やむを得ない事情により滅失し、または毀損しても学術情報センターはその責を負わない。

3 寄託を受けた図書等は、寄託者の請求によりこれを返還するものとする。

(利用の停止等)

第10条 センター長は、別に定める図書等の利用に関する規定に違反した者に対し、図書等の利用を停止し、又は禁止することができる。

(損害賠償)

第11条 学術情報センターの図書等を紛失し、若しくは汚損し、又は施設に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 センター長は、この規程に定めるもののほか、図書等の利用に関し、必要な事項を定めることができる。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。